

薩摩川内市訪問型サービス（独自）サービスコード表（R6.6.1～）

※赤字は、今回変更となった箇所です。

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	月1回限度

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A 2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 221/1000 加算
A 2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 208/1000 加算
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 200/1000 加算
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 187/1000 加算
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 184/1000 加算
A 2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 163/1000 加算
A 2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の 163/1000 加算
A 2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の 158/1000 加算
A 2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の 142/1000 加算
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の 139/1000 加算
A 2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000 加算
A 2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000 加算
A 2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000 加算
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000 加算